

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節	旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
	旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
	第1編 総則編		第1編 総則編		
第1編総則編					
1. 工事請負契約から工事完成までの流れ					
	CORINS への登録	2	コリンズ(CORINS) への登録	2	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
		2	特記仕様書に定めのある場合や特別な事情を除く	2	・工事着手についての補足。
3. 施工体制					
	大臣官房営繕技術管理室長	9	最終改正:国官技第96号 国営整第59号 平成24年7月4日 大臣官房官庁営繕部整備課長	9	・施工体制台帳に係る書類提出についての通達が変更になっているため。
	1. 目的 的確に建設工事の施工体制の把握するとともに、請負者の施工体制について 3. 記載すべき内容 (注2)施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」(平成13年3月30日付け国総建第84号)を参考とする。 5. 提出根拠 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条 ・土木工事共通仕様書第1編共通編「1-1-10 施工体制台帳」	10	1. 目的 的確に建設工事の施工体制を把握するとともに、受注者の施工体制について 3. 記載すべき内容 (注2)施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日付け建設省経建発第147号)を参考とする。 5. 提出根拠 ・建設業法第24条の7 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条	10	・施工体制台帳に係る書類提出に関する実施要領の通達が変更になっているため。
	様式8(1)(2)	13.14	様式8(1)(2) 健康保険等の加入状況の追加	13.14 15.16	・施工体制台帳の様式が変更になっているため。
4. 建設業退職金共済制度の掛金収納書					
4.1建設業退職金共済制度の掛金収納書	土木工事共通仕様書第1編1-1-40 第5項に受注者は、建設業退職金共済制度の掛金収納書を工事契約締結後原則1ヶ月以内に発注者に提出しなければならないと規定している	17	土木工事共通仕様書第1編1-1-40第5項に受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事契約締結後原則1ヶ月以内に発注者に提出しなければならないと規定している	19	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
5. CORINSへの登録					
	5.CORINS への登録	19	5.コリンズ(CORINS) への登録	21	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
5.2登録時期	完成時: 工事完成後(竣工後)、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内	19	完成時: 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内	21	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
	また、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	19	なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。	21	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
5.3登録に関する留意事項	日本建設総合情報センター(JACIC)	19	日本建設情報総合センター(JACIC)	21	・誤記
第2編施工管理編					
1. 一般事項					
1.2主な工事書類一覧表	工事関係書類一覧表	23	工事関係書類一覧表の更新	25	・工事関係書類一覧表を九州版(H24.7一部修正)に更新した。
2. 施工計画書					
2.1施工計画書の目的	土木工事共通仕様書第1編1-1-4 施工計画 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定している。	30	土木工事共通仕様書第1編1-1-4 施工計画 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定している。	32	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	その外、2. 変更施工計画書には……	30	その外、2. 変更施工計画書には……	32	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	また、3. 詳細施工計画書には……	30	また、3. 詳細施工計画書には……	32	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
2.4.9 安全管理計画	総括安全衛生責任者 組織区分 → 下請混在組織(特定工事) 労働者数 → 30人以上	47	統括安全衛生責任者 組織区分 → 下請混在組織(一般工事) → 下請混在組織(特定工事)※ 労働者数 → 50人以上100人未満 → 30人以上 ※特定工事・・ずい道等の建設の仕事・圧気工法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事	49	・補足説明の追加
2.4.11交通管理	土木工事共通仕様書第1編1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。	50	土木工事共通仕様書第1編1-1-32 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。	52	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通整理員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。	50	工事用資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。	52	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節	旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
	旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
2.4.15事故防止対策 (1)現道工事における交通処理対策	土木工事共通仕様書第1編1-1-32 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。	52	土木工事共通仕様書第1編1-1-32交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。	54	・土木工事共通仕様書(H25.3)の記載番号が変更になっているため。
	第8条 実交通規制日数の提出 現道上での改築・維持修繕工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員に提出すること。	52	—	54	・特記仕様書が変更になっているため。
	土木工事共通仕様書第1編1-1-26 16. 地下埋設物等の調査に、受注者は工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならないと規定されている。	56	土木工事共通仕様書第1編1-1-26 16. 地下埋設物等の調査に、受注者は工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならないと規定されている。	58	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	第7条 試掘実施箇所 試掘実施箇所については、今回想定していないが、現地調査の結果、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。	56	第7条 試掘実施箇所 試掘箇所については、〇箇所を想定している。ただし現地調査の結果、これによりがたい場合は監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。 (当初試掘を計画していない場合) 試掘実施箇所については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と協議の上、変更契約の対象とする。	59	・特記仕様書が変更になっているため。
	第8条 本掘削	56	第8条 本掘削及び建込等	60	・特記仕様書が変更になっているため。
2.4.15事故防止対策 (2)地下埋設物等の事故防止			10. 建込等(ガードレール支柱等建込、薬液注入等ボーリングを伴う工事及び地質調査、CBR試験、その他これらに類する工事または調査)においては、原則として地下埋設物等を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。 なお、地下埋設物等を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。	60	・特記仕様書が変更になっているため。
	第9条 監視員 試掘及び本掘削における監視員を配置する必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、変更契約の対象とする。その際は、埋設物事故防止費として普通作業員を必要人数分計上する。	56	第9条 監視員 試掘及び本掘削における監視員は、埋設物事故防止費として普通作業員を昼間延べ〇人(夜間延べ〇人)計上しているが、試掘箇所数の変更や現場条件等により変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、変更契約の対象とする。 (当初監視員の配置を計画していない場合) 試掘及び本試掘における監視員は計上していないが、現場条件等により必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。	60	・特記仕様書が変更になっているため。
	2.4.15事故防止対策 (3)架空線等への接触・切断事故防止	特記仕様書の内容変更	特記仕様書の内容変更	71	・特記仕様書が変更になっているため。
3. 設計図書の照査・工事測量の成果(着工前測量)					
3.1設計図書の照査	土木工事共通仕様書第1編1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならないと規定されている。	73	土木工事共通仕様書第1編1-1-3設計図書の照査等 2.設計図書の照査に、契約書第18条第1項から第5項に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならないと規定されている。	75	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、設計変更審査会が開催される。 設計変更審査会とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。	74	また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、設計変更協議会が開催される。 設計変更協議会とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。	76	・名称変更による。
3.2工事測量の成果(着工前測量) 3.2.1目的	土木工事共通仕様書第1編1-1-37 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。……後略。	75	土木工事共通仕様書第1編1-1-37 工事測量 1.一般事項に、下記のとおり規定されている。+受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。……後略。	77	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
3.2.2実施上の留意事項	(1)管理内容は土木工事共通仕様書第1編1-1-37 工事測量に基づく、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。 (2)測量は「国土交通省公共測量作業規程(平成20年度)」に基づいて実施する。	75	(1)管理内容は土木工事共通仕様書第1編1-1-37 工事測量に基づく、測量標(仮BM)、工事中用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。 (2)測量は「国土交通省公共測量作業規程(平成25年度)」に基づいて実施する。	77	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。 ・平成25年度の作業規程が出ている。
5. 工事打合簿					
5.2各事項の定義および取扱上の留意点	土木工事共通仕様書第1編1-1-2 用語の定義 14. 指示に、「指示とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に通知される。受注者は指示内容(施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等)を確認のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。	86	土木工事共通仕様書第1編1-1-2 用語の定義 14.指示に、「指示とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に通知される。受注者は指示内容(施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等)を確認のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。	88	・土木工事共通仕様書(H25.3)の記載番号が変更になっているため。
5.2各事項の定義および取扱上の留意点 5.2.1指示	口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編1-1-6 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。	86	口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編1-1-6 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。」と規定されている。	88	・土木工事共通仕様書(H25.3)の記載番号が変更になっているため。

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節	旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
	旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
5.2.2承諾	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 15. 承諾に、「承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。	86	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 15.承諾に、「承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。	88	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.3協議	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 16. 協議に、「協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。	86	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 16.協議に、「協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。	88	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.4提出	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 17. 提出に、「提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。	86	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 17.提出に、「提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。	88	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.5提示	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 18. 提示に、「提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。	87	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 18.提示に、「提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。	89	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.6報告	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 19. 報告に、「報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく且つ、的確に報告しなければならない。	87	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 19.報告に、「報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく且つ、的確に報告しなければならない。	89	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.7通知	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 20. 通知に、「通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。	87	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 20.通知に、「通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。	89	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.8連絡	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 21. 連絡に、「連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。	87	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 21.連絡に、「連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。	89	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.2.9納品	土木工事共通仕様書第1編1-1-2用語の定義 22. 納品に、「納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。	87	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 22.納品に、「納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。	77	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
5.4作成例および参考様式 (1)協議	No.〇～No.〇における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当と思われるので、土木工事共通仕様書第〇編共通編〇-〇-〇〇□□に基づき協議します。	89	No.〇～No.〇における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあり、別図のとおり地下排水管の施工が妥当と思われるので、土木工事共通仕様書第〇編共通編〇-〇-〇〇〇〇□□に基づき協議します。	91	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
(2)承諾	設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇□□に基づき移設について承諾願います。なお、移設位置は別図のとおりです。	89	設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇〇〇□□に基づき移設について承諾願います。なお、移設位置は別図のとおりです。	91	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
(3)提出	土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇□□に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。	89	土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇〇〇□□に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。	91	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
(4)報告	No.〇〇(右)付近に居住されている〇〇〇〇氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇□□に基づき報告します。	89	No.〇〇(右)付近に居住されている〇〇〇〇氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第〇編〇-〇-〇〇〇〇□□に基づき報告します。	91	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
6. 協議資料					
6.1関係官公庁協議資料	土木工事共通仕様書第1編1-1-35 官公庁への手続等の1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。 なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その資料を監督職員へ提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は提出するものとする。	92	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-35 官公庁への手続等の1.一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。 なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その書面を監督職員へ提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は提出するものとする。	94	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
6.2近接協議資料(工事経過記録簿)	土木工事共通仕様書第1編1-1-35 官公庁への手続等の7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。	92	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-35 官公庁への手続等の7.交渉時の注意、8.交渉内容明確化には以下のように規定されている。	94	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
8. 工事履行報告					
8.2出来高管理 8.2.3出来高報告書及び出来高内訳書作成要領	土木工事共通仕様書第3編1-1-7 数量の算出 2. 出来形数量の提出に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。	100	土木工事共通仕様書第3編3-1-1-7 数量の算出 2.出来形数量の提出に「受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。	102	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節		旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
		旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
9. 品質・出来形・写真管理						
9.1.2	品質記録保存資料	なお、「土木工事共通仕様書」第3編1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を 作成 しなければならない。」と規定されている。	110	なお、「土木工事共通仕様書」第3編3-1-1-11 施工管理 2. 品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を 提出 しなければならない。」と規定されている。	112	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
9.3	写真管理 9.3.2基準(案)等	9.3.2 基準(案)等 「写真管理基準」 「デジタル写真管理情報基準(案)」 は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/)の「写真管理基準 および「デジタル写真管理情報基準(案)」 を参照のこと。	139	9.3.2 基準等 「写真管理基準」は、別途、九州地方整備局のホームページ 建設技術情報等 (http://www.qsr.mlit.go.jp/kensetu_joho/)の「写真管理基準」を参照のこと。	141	・写真管理基準の記載内容が変更になっているため。
9.3.4	その他の留意事項	(1)写真編集の不可 「デジタル写真管理情報基準(案)」 では、「写真 編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集(明るさの補正や回転等)も行ってはならない。	139	(1)写真編集の不可 「写真管理基準(案)」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集(明るさの補正や回転等)も行ってはならない。	141	・写真管理基準の記載内容が変更になっているため。
9.3.5	写真箇所一覧	その他	141	補償関係外	142	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため
10. 段階確認等						
10.1.1	材料確認書 10.1.1目的	土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等(以下、「 JIS マーク表示品」という)については、 JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」と規定されている。	143	土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質 1. 一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証され JIS マーク表示がされている材料・製品等(以下、「 JIS マーク表示品」という)については、 JIS マーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。」と規定されている。 また、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	144	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
10.1.2	実施要領	(1)設計図書において指定された工事材料運用について 設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を 事前に監督職員に提出しなければならない。	143	(1)設計図書において指定された工事材料運用について 設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を 工事材料を使用するするまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	144	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
		(5)写真管理 ① 材料は、該当材料が判断できる写真とする。 ② 黒板には材料確認書に記入した材料名、品質規格、数量を記入して撮影する。	143	(5)写真管理 材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度は等は以下のとおりとする。	144	・写真管理基準によるものとした。
10.2	段階確認、立会事項 10.2.1目的	段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。 第3編第1章 1-1-6 監督職員による確認及び立会等	145	段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。 第3編第1章 3-1-1-6 監督職員による確認及び立会等	146	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
		1. 立会願の提出 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ別に定める 立会願 を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 2. 監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3. 検査、立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料を整備 するものとする 。なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	145	1.立会依頼書の提出 受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ 立会依頼書 を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 2.監督職員の立会 監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。 3.確認、立会の準備等 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備を しなければならない 。なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	146	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
		5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 6. 段階確認 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1)受注者は、段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を 所定の様式により 監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4)受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	145	5.遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 6.段階確認 段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。 (1)受注者は、 表3-1-1 段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 (2)受注者は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。 (3)受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。 (4)受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	146	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節	旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
	旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
	工事請負契約書 第14条 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。	146	工事請負契約書 第14条 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。	147	・工事請負契約書の変更になっているため。
10.2.2実施上の留意点	1)立会 土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 35.立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。	146	1)立会 土木工事共通仕様書第1編1-1-1-2用語の定義 35.立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。	147	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
	2)段階確認 土木工事共通仕様書第3編3-1-1-1用語の定義 2.段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。	146	2)段階確認 土木工事共通仕様書第3編3-1-1-1用語の定義 2.段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。	147	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
10.2.3実施要領(段階確認)	(6)その他 1)段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に提出するものとする。ただし、前後して(1~2日程度)複数の確認時期があれば併記してもよい。 2)段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、監督補助員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。	147	(6)その他 1)段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に提出するものとする。ただし、前後して(1~2日程度)複数の確認時期があれば併記してもよい。 2)段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。	148	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
10.2.7監督職員の確認を要する事項	監督職員が確認を要する事項	154	監督職員が確認を要する事項	154	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
11. 排出ガス対策型建設機械					
	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-30環境対策 6.排出ガス対策型建設機械に受注者は、工事の施工にあたり「一般工用建設機械」およびトンネル坑内作業にあたり「トンネル工用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)を使用しなければならない。	165	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-30環境対策 6.排出ガス対策型建設機械に受注者は、工事の施工にあたり「一般工用建設機械」およびトンネル坑内作業にあたり「トンネル工用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械(排出ガス浄化装置装着機械を含む)を使用しなければならない。	169	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
		165	一般工用建設機械 ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	169	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
		165	トンネル工用建設機械 ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	169	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
12. 特殊車両通行許可					
12.1特殊車両の通行許可の確認	受注者は、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-32交通安全管理 12.通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令(平成16年12月8日改正政令第387号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく道路管理者の通行許可を得ていることを確認しなければならない。	167	受注者は、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-32交通安全管理 12.通行許可により、建設機械及び建設資材等の運搬に際し、車両制限令(平成23年12月26日改正政令第424号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路交通法(平成24年8月改正法律第67号)第57条に基づく道路管理者の通行許可を得ていることを確認しなければならない。	171	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
	幅 2.5m 高さ 12.0m 長さ 3.8m	167	幅 2.5m 高さ 12.0m 長さ 3.8m(ただし、指定道路については4.1m)	171	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
	なお、許可証の交付後、速やかに監督職員に許可証の写しを提出するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。	167	なお、許可書は監督職員から提出の請求があった場合は提出するものとする。受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。	173	・特記仕様書が変更になっているため。
13. 安全管理					
13.2事故報告	共通仕様書第1編1-1-1-29事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事故報告書を提出しなければならない。」と規定されている。	171	共通仕様書第1編1-1-1-29事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事故報告書を提出しなければならない。」と規定されている。	173	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
13.2.3建設工事故データベースシステム(SAS)	13.2.3新事故報告書入力システム(SAS) 事故報告書の作成にあたっては、「新事故報告書入力システム」(SAS)により作成する。 (http://sas.ejcm.or.jp/)	171	13.2.3建設工事故データベースシステム(SAS) 事故報告書の作成にあたっては、「建設工事故データベースシステム」(SAS)により作成する。 (https://sas.hrr.mlit.go.jp/)	173	・名称とアドレスの変更

H26年度 土木工事施工管理の手引き 改訂一覧<新旧対照表>

編 章 節	旧版 土木工事施工管理の手引き(平成24年4月)		平成26年改訂		改訂理由
	旧文章	頁	新文章(今回改訂)	頁	
14. 再生資源					
14.1再生資源利用促進計画書(実施書)、再生資源利用計画	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-18 建設副産物 4. 再生資源利用計画、5. 再生資源利用促進計画、6. 実施書の提出には以下のように規定されている。	173	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-18 建設副産物 4.再生資源利用計画、5.再生資源利用促進計画、6.実施書の提出には以下のように規定されている。	177	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
14.2建設発生土			受注者は、設計図書において「建設発生土情報システム」の対象工事である事を明示された場合は、工事実施に当たっては土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に連絡を行う。		・建設発生土について追加を行った。
14.3産業廃棄物管理表(マニフェスト)	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-18 建設副産物 2. マニフェストには以下のように規定されている。	173	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-18 建設副産物 2.マニフェストには以下のように規定されている。	177	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
15. 新技術の活用について(NETIS)					
		177		183	・リンク先を九州技術事務所の「新技術ポータルサイト」へのリンク先とした。
16. その他					
16.1休日・夜間作業届	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-36 休日又は夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない」と規定されている。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	182	なお、土木工事共通仕様書第1編1-1-1-36 休日又は夜間の作業連絡では、「受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない」と規定されている。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。	185	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載番号が変更になっているため。
16.2.1支給品・貸与品	16.2.1支給品・貸与物件	183	16.2.1支給品・貸与品	186	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
	土木工事共通仕様書第1編1-1-16 支給材料・貸与物件3. 支給品精算書、支給材料精算書に、受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	183	土木工事共通仕様書第1編1-1-1-16 支給材料・貸与品 3.支給品精算書、支給材料精算書に、受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点)に支給品精算書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	186	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため。
第3編資料編					
1. 指針・通達等					
1 1	「土木工事における受発注者の業務効率化の推進について」	190		192	・リンク先を表記する。
1 2	「平成22年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について」	195		193	・リンク先を表記する。
1 3	「監理技術者制度運用マニュアル」	200		194	・変更なし。
1 4	「施工体制台帳作成のポイント」	215		209	・リンク先を表記する。
1 5	「適正な下請契約のために」	215		209	・リンク先を表記する。
1 6	「土木コンクリート構造物の品質確保について」	216		210	・リンク先を表記する。
1 7	「コンクリート耐久性向上対策実施要領」	231		211	・特記仕様書(案)を省く。
1 8	「コンクリート耐久性向上対策の取り扱い」	237		214	・リンク先を表記する。
1 9	「コンクリート中の塩化物総量規制(土木構造物)実施要領」	241		214	・リンク先を表記する。
1 10	「アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領」	244		214	・リンク先を表記する。
1 11	「アルカリ骨材反応抑制対策(土木・建築共通)」	247		214	・リンク先を表記する。
1 12	「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」	249		214	・リンク先を表記する。
1 13	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」	251		214	・リンク先を表記する。
1 14	「レディーミクストコンクリートの品質確保についての運用について」	253		214	・リンク先を表記する。
1 15	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	256		214	・リンク先を表記する。
1 16	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」	265		215	・リンク先を表記する。
1 17	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)解説」	305		215	・リンク先を表記する。
1 18	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」	335		215	・リンク先を表記する。
1 19	「情報化施工技術の一般化実施の推進について」			216	・追加する。
1 20	「情報化施工技術を活用した施工管理及び監督・検査について」			216	・追加する。
1 21	「情報化施工技術の使用原則化について」			216	・追加する。
1 22	「情報共有システムの試行拡大について」			217	・追加する。
1 23	「防護柵設置工の施工における出来形確保について」			222	・追加する。
2. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)提出項目一覧		355	一覧表を修正	223	・土木工事共通仕様書(H25.4)の記載内容が変更になっているため